

## 書評

# Ward, Stephen J. A., (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichaster: Wiley Blackwell.

塚本 晴二郎\*

### はじめに

ウォードは現行のコミュニケーション革命に対応するために、メディア倫理学はラジカルな再検討を必要だと考える。本書はなぜそう考えるのかから始まり、ラジカル・メディア倫理学を提唱し、それを根づかせるための倫理綱領の草案を示して終わる。最後に示す倫理綱領はウォードの考えを明文化したものである。

誰もが情報受発信者になれるという技術革新が、ジャーナリズムとジャーナリストのあり方に及ぼす影響を、この倫理綱領は具体化しているのである。ジャーナリズムを学ぶ者にとっては興味深いものである。そこで、ウォードの倫理綱領の全訳を資料として本誌に掲載することを思い立った。ただ、それだけでは趣旨が伝わりにくいので、著書まで全訳するわけにもいかない。簡単な書評も併せて掲載することにした。「2. 本書の構成」を長くし、その中でも章によって著しいアンバランスがあるのは、倫理綱領を理解するのに特に理解しておくべき、ウォードの考え方を詳述したかったからである。

なお、書評は塚本が担当し、倫理綱領の全訳は、塚本の監修の下で、日本大学大学院新聞学研究科博士前期課程1年の本多祥大君が担当した。

### 1. ウォードの問題意識

メディアの技術革新は、ジャーナリズムとコミュニケーションをグローバルで双方向性の事業へと変えた。今や毎日、専門職としてのジャーナリストばかりでなく、非常に多くの人々がジャーナリズムという行為に関わっている。オンライン・ネットワークでは社会的不平等、文化的相違、権力の不均衡という状況下で、情報、分析、唱道等が提示される。コミュニケーションの恐るべき権力は、平和や正義といった善を促進したり損ねたりできる。しかしそのことが、ジャーナリストが専門職であることの原因ではなくなった。

このような新しいメディア状況は、インターネットが登場するはるか以前の、新聞を中心とした伝統的な倫理学原理に疑問を呈する。客観報道であるとか、ニュースの裏が取れているかどうか、というようなメディア倫理学の原理は、競合する価値によって揺らぎ、メディア倫理学は混沌とした領域となった。

それゆえ、中心となる疑問は、グローバルなデジタル・メディアの時代における責任あるメディアの実践や、パブリック・コミュニケーションのための目的と原理とは何か、ということである。しかも、多くのジャーナリスト、編集者、報道機関、メディア倫理学者、市民等には、その答えが

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

あるのか、もはや定かではない。

このような状況下では、三つの選択肢が考えられる。第1に、メディア倫理学懐疑論である。メディア倫理学という思想、すなわち責任ある実践という概念に関する共通した合意は、今日のメディアの世界のための不可能な目的とみなすものである。倫理学はグローバルなデジタル世界には不適切である、とするのである。第2に、保守的な対応である。すなわち、我々は伝統的なメディア倫理学へ回帰し、既存の原理の慎重な改善に従事するのである。そして第3に、ラジカルな対応である。すなわち、我々はメディア倫理学の基本的思想を再構築するのである。

ウォードは第3の選択肢を選ぶとする。その理由は以下の通りである。

第1の意見は、倫理的に受け入れられない無責任なものである。いかなる時代にもメディアの倫理は、たとえ誰がその内容を制作し公表の手段を所有しようとも、公表の自由の責任ある使用である。ジャーナリストは、市民に情報を伝えられるが誤解もさせうる。

倫理学を拒否することは、メディア倫理学とデモクラシーの重要な関連を無視することである。大部分で、我々のデモクラシーの健全さは、責任あるメディア・システムに依存するし、責任あるメディア実践者を要求する。メディア倫理学は、社会によって論じられるべきである。メディア倫理学への関心はプレス所有者、メディアの団体、メディアの専門職業人等のものではない。それは、いの一に市民のものである。この討論において、専門職としてのジャーナリストは重要な役割を演ずるが、一方でメディア・システムのどのような類が我々の社会（あるいは世界）の必要なことを行っているのか、というような初歩的な疑問がある。社会の成員にとっての「メディアの必要性」とは何か。それが判明すれば、ニュース・メディアの義務や自由を定義することができるのである。

第2の選択は大きな改革に対する保守的な抵抗であり、メディアの本質と社会の成員との今日の問題を考えると不適當である。メディア倫理学という学問分野は、大胆な歩みへの準備である。メディア倫理学という学問分野は、ジャーナリズムにおける否定や緊張が、どのように新しい概念やアプローチによって取り込まれるかを示すべきである。メディア倫理学を拒否すること、すなわちメディア倫理学の概念を最新のものにすることに失敗することは、新しい時代への挑戦へと立ち上がることに失敗することである。メディア倫理学は、メディア・システムと社会の変化を進展させなければならないし、追跡しなければならない。また、メディア倫理学を拒否することは、無責任なコミュニケーションや誤った編集方針を作り出すことである。

## 2. 本書の構成

ウォードが本書で述べようとしているのは、グローバルな統合倫理学の基本概念である。

「第1部 理論的基盤」では、「第1章 倫理学の存在論」で倫理学とは何かを検証している。重要な社会的実践の倫理学の役割を強調し、協働作業、公正な制度、個人・諸集団間の正しい関係等を促進する行為規範をはっきりと表現する、としている。

「第2章 規範的解釈としての倫理学」は、行為と実践の規範的解釈として倫理学を説明している。そしてジャーナリズムへの応用へと繋げていく。ジャーナリストは、法的にも倫理的にもその行為が規制され、その地位に見合った職務と制度的責任がある社会的な試みに該当する。同様のことは、様々な社会的実践である広告、マーケティング、広報等のメディア倫理学のより広い概念に

も応用できる。メディア倫理学とは、以上のような実践の規範的解釈の名称である。メディア倫理学は行為規制の提案である。中でもジャーナリズムは解釈だらけである。ジャーナリストは出来事を解釈し報道する。ジャーナリストはまた、暗示的にも明示的にも、自身が行っていることとその主眼が何であるかを解釈する。解釈はジャーナリズムとジャーナリズム倫理学についての、メタ倫理学理論へと展開される。例えば、アメリカ専門職ジャーナリスト協会 (SPJ) の影響力のある綱領の前文は、ジャーナリズムの実践の目的、すなわち最良の状態のジャーナリズムを追求するための規範的解釈の古典的な例である。しかしながら、SPJの解釈はアメリカ内外のジャーナリズムの多くの解釈の一つでしかない。ジャーナリズムの理解は、「自由でデモクラティックなプレス理論」というような、プレス理論によって影響されてきた。しかし「規範的解釈」と「プレス理論」は意味づけにおいて同様であるが同義ではない。プレス理論のより良いシステムを展開しようという最近の試みである、『メディアの規範理論 (註)』は、メディアの実践を批判する「認知的地図」を創造することで、リベラルなプレス理論を超越する役割を示した。規範的解釈の概念は、『メディアの規範理論』のような理論と類似する。規範的解釈と規範理論の両方は、メディアがどのように行為すべきか述べることを目的とする。両方とも適切な理論や解釈が、規範の伝統の一部であると信じる。両アプローチとも、デモクラシーにおけるジャーナリズムに、問いを限定する。主な相違は規範的解釈の実践的目的、すなわち現実の実践的指導と、それが共有されてどのように実践に現れるか、である。ジャーナリズムの規範的解釈は、倫理綱領や編集方針を含む。プレス理論や規範理論の目的は、理論的思弁的なものであって、実践的ではない

「第3章 ラジカル倫理学の含意」では、ラジカル倫理学の概念のために、第1章と第2章の関わりを引き出すとともに、ラジカル倫理学は、前提となる絶対的な必要性和か人間の行為の評価の不変の原理を拒否する、とする。新しい状況に常に反応するような、価値の一貫して進化する解釈、として倫理学をみている。倫理学は、規範的解釈の実践であり、このような考えの一群が、他の見解の欠点を正し、グローバルな相互作用的なメディアの新しい倫理学を構築するための、正しい精神構造を供給するとしている、と考える。

「第2部 ラジカルな統合倫理学の形」では、「第4章 ラジカル・メディア倫理学」で、まず前デジタル・メディア倫理学について述べている。メディア倫理学が存在する以前に、ジャーナリズム倫理学が存在した。ジャーナリズム倫理学は、アメリカ等でジャーナリストが専門職能団体を確立した1900年代初めに現れ始めた。そうした職能団体は、客観性、真実を述べること、編集の独立等お馴染みの原理をもつ倫理綱領を構築した。他のメディアの形態が発展した後に、「メディア倫理学」という用語は、一般的に専門職としてのメディアの実践の規範に正しく言及するため、造り出された。メディア倫理学はジャーナリズム、広告、マーケティング、広報等の倫理学に言及する。ジャーナリズム倫理学は、メディア倫理学の枝分かれしたものと考えられる。メディアの倫理は、ジャーナリズムから広告までの、公表の自由の責任ある使用として定義された。メディア倫理学の目的は、責任あるメディア実践を定義する規範を供給し、健全な倫理的判断をする実践者へと導くことであった。1800年代末と1900年代初めは、多くの集団が医師から法曹まで、専門職と考えられることを追求する時代だった。専門職は、社会の成員に奉仕するという、最優先のはっきりとした義務を持つ。社会の成員に奉仕することは、特定の人や集団の利益に奉仕することに勝る。ジャーナリスト等の自らを専門職と考える職業人は、公的奉仕によって目的や義務を定義するよう

になった。ニュースや広告が、社会の成員に達することに事実上の独占をしているという、ジャーナリストとの間の権力不均衡は倫理学へのコミットメントを要求した。ジャーナリストは、公表されることとそうでないことに関する、責任あるゲート・キーパーとして行為する専門職的義務を持った。その義務に忠実であるために、ジャーナリストは不偏不党で、独立し、報道において客観的であり、ニュースと意見を区別し、プレス評議会やオンブズマン等によって支援される。以上のような自ら課した倫理学は、ジャーナリズムの自主規制を構成した。

それではいかなる発展が、前デジタルのジャーナリズム倫理学に対する、最大の損害になるだろうか。それは20世紀末頃に始まった技術的発展であった。その発展はデジタル・メディアの登場と、比較的low費用で制作可能であった、オンラインのコミュニケーションや公表の多くの新形態であった。今日メディア倫理学は、広く市民に可能な双方向的グローバル・コミュニケーションへと拡張する混沌とした分野である。人間は社会的で、コミュニケーションする生き物であるから、人間のメディア環境に対する主な変化は、情報を広めるための電子装置以上のものとなる。新しいメディア環境は、人間がどのように考え、感じ、コミュニケーションし、共生するかを形作る。混迷のほとんどは、二つの傾向によって生じた。一つの傾向は、雑多なニュース・メディアの出現である。技術の多くのタイプが、内容の多くのタイプを創り出すから、ニュース・メディアは雑多になる。市民が公表のための技術にアクセスするという、メディアの民主化はニュース・メディアを雑多なものにする。結果として、専門職ジャーナリストの部類を超えて、非政府機関のウェブ・ライター、インターネット上にブログを持つ科学者、市民ジャーナリスト等を含むようになったメディア実践者やジャーナリストというものは、劇的に増加してきた。もう一つの傾向は、ニュース・メディアを含むメディア一般のグローバル化である。ニュース・メディアは、争点が移民、気候変動、国際安保の何れであろうとも、ニュース・メディアがグローバルな争点や出来事に関して報道する時、範囲も、影響も、内容もグローバルなのである。この二つの傾向の影響による六つの疑問があげられる。

- ・アイデンティティに関する疑問：もし市民や非専門職的ジャーナリストが、世界中の出来事を報道したり分析したりするならば、ジャーナリストとは誰のことか。
- ・メディア倫理学の視野についての疑問：もし誰もが潜在的に公表者であるならば、メディア倫理学は誰にでも適用するものなのか。もしそうならば、どのようにメディア倫理学を変えるのか。
- ・メディア倫理学の内容についての疑問：何が適切な原理か。
- ・新しいジャーナリズムについての疑問：ジャーナリズムの新しい形態はどのように倫理的でありうるか。例えば、非営利的ジャーナリズムはどのようにして資金提供者から編集の独立を維持できるのか。
- ・コミュニティの関与についての疑問：いかなる倫理的規範が、外的集団を伴った市民的内容と編集室との協力の使用指針たるべきか。
- ・グローバルな影響についての疑問：ジャーナリストはグローバルなコミュニケーター、すなわち変化に関するグローバルな担い手と自身をみるべきなのか。

ラジカルな改革なくしては、メディア倫理学は専門職ジャーナリズムと、増大する非専門職実践

者の両方の現実のメディア実践にますます不適切になるだろう。主な疑問に答えるために、ジャーナリズム倫理学は、倫理的対話にどのようにアプローチするか、という「手続き」と、責任あるジャーナリズムがデジタルで、グローバルな世界において定義する目的や原理という「内容」の、一対の領域で創意に富むものである必要がある。手続きによって、ジャーナリズム倫理学は、内容を明確にすることや、変更することという意義ある役割を、市民に許すべきである。ジャーナリズム倫理綱領の見直しは、ジャーナリズムの専門職能団体内の内輪事であるべきではない。同時に、倫理学者や専門職ジャーナリストは、綱領の見直しとメディアについて、ますますグローバルな見地から倫理学にアプローチする必要がある。ジャーナリストはグローバル・メディア倫理学を展開する努力を支援すべきである。内容によって、ジャーナリズム倫理学は、新しい実践者や実践に応用するため中核の信念や規範を再解釈する、というやっかいな課題に直面する。ローカルとグローバルの、ジャーナリズム倫理学の目的は、ジャーナリズム内の相違を許容するが、多くの鋭い相違の部分を克服する、新しい統合的倫理学であるべきである。特に、「単なる事実」という狭い客観性を強調するジャーナリズム倫理学が、解釈的ジャーナリズムを奨励する新しいメディア環境において、深刻に不完全なものであると認識する必要がある。重要な仕事は解釈的唱道的ジャーナリズムを評価するための、規範と基準を展開する必要がある、ということである。このことは、ジャーナリズムの新世界に適合させる、ジャーナリズムの客観性という考えの再定義を要求する。

「第5章 ジャーナリズムの定義づけ」は、ジャーナリストとは誰で、ジャーナリズムとは何か、というジャーナリズムの概念見直しを行う。「ジャーナリスト」と「ジャーナリズム」が真の意味で合致しないならば、ジャーナリズムの価値の統合を追求できないし、ジャーナリズム倫理学について述べるができないからである。ジャーナリズムの歴史は、どのようにジャーナリズムが私的活動として始まり、後に社会的実践、制度等となったかの歴史である。私的な活動の場合、行為者はエチケットの一般的規則や社会の「一般的道徳性」に従うことが前提とされる。私的活動に特別な義務、社会的役割、政治的権利等で満載の特別な「倫理」を公式化する必要はない。常識や良識で十分である。誰でも私的かつ社会的な活動としてのジャーナリズムを享受できる。ジャーナリズムは一種の「コミュニケーションの趣味」である。ある人は、自分の寝室から自身の経験や見解についてブログに書き込み、フェイスブックに政治的私見を掲示するかもしれない。ある人は多くのオンライン「フォロワー」を引きつけさえするかもしれない。歴史的には、近代ジャーナリズムの最初の形態は、書籍編集者によるニュース出版の試みとして始まった私的で社会的な活動であった。17世紀ヨーロッパの定期的ニュース・プレスの出現は、このような活動に従事しようという、特異な動機を持つ個々人の産物であった。ジャーナリズムは、まだ品行、熟練、義務等に関する広く認識された形態を持つ社会的実践の地位ではなかった。ヨーロッパ、アメリカ等で18世紀初頭までに、現在の意味での「ジャーナリスト」として、日刊新聞の制作者等の一定の人々を指すようになった。ジャーナリズムは私的活動としての当初の地位を超える大きなものになっていった。市民に情報が伝えられたことが、一つの要因となる歴史的な事件を経て、ジャーナリズムは社会的活動となり、さらにはそれ以上の社会的実践へと発展した。実践は、当該実践の熟練、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。一番わかりやすい例は専門職である。社会的実践の倫理学は、私的な活動の倫理学以上に要求の厳しい、特別なものである。実践は社会の成員に関する現実的で実質的な影響力を持ち、社会的実践によって実行されるその機能は、適切に機能する社

会のために重要である。それゆえ、人々はこのような実践の倫理学を理解しなければならない。実践は多くの党派の利害が衝突する複雑な状況を扱う。社会は固有の明示的な規則に従う実践者を必要とする。このことはなぜ専門職の倫理学が存在し、なぜ実践が倫理綱領を持つかということである。同様に、ジャーナリズムが専門職であると認識された重要な社会的実践になった、1800年代末にジャーナリズム倫理学が生まれた理由である。ジャーナリズムが認識された社会的実践になると、制度をもまた指すようになるまでは長くはかからなかった。ジャーナリズムの制度的認識は、18世紀末のアメリカ・フランス両革命期に明らかになり出し、革命に続く憲法は、プレス役割と自由な表現の重要性に明確な社会的認識を与えた。プレスの権力が19世紀と20世紀に増大した時、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えは、受け入れられるようになった。ジャーナリズムの制度的地位は、ジャーナリズム倫理学を変え、実践としてのジャーナリズムをより意義深くし、デモクラシーの根本的に必要なものの中にジャーナリズム倫理学をよりしっかりと固定した。ジャーナリズムがニュース報道の独占権に近いものを与えられると、善きジャーナリズムは、デモクラシーのために重大なものとして語られるようになった。ジャーナリズム倫理学は、社会的実践の単なる内的規制のためのシステムではない。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕し、デモクラシーを永続させることを確かめる倫理学である。国家の根本的な政治構造の一部である、とジャーナリズムのように主張できる専門職はほとんどない。ジャーナリズムが「第4権力」という、政治制度であるということは、社会全体の制度的構造と政治哲学の中にジャーナリズム倫理学を固定することである。もしジャーナリズム倫理学が、制度としての重要な社会的実践と活動の中に固定されるならば、その時ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストに対して相対的なものではないし、主観的でも私的でもない。ジャーナリズム倫理学は客観的で公的であり、ニュース・メディアに関するジャーナリストへの正当な必要と期待により、社会とその成員に属する。このようなジャーナリズム倫理学の理解はブロガー、ツイッターのユーザー、すなわちジャーナリズムに従事する誰かしらが、自身の特異な倫理学を作り上げるとか、あるいは全く倫理学にかまわないということ阻止する。もしジャーナリズムが社会的実践や制度的実践であるならば、我々は一般的な道徳性の原理と、オンラインやオフラインのジャーナリズムの行為の指針となる、ジャーナリズム倫理学のより固有の規範との両方を必要とする。

具体的な熟練、利益、実践等から一般化される、ジャーナリズムの経験的理解はジャーナリズムのいかなる定義の部分でもあらねばならない。しかしその定義は、ジャーナリズムの概要的な定義には十分でない。見逃しているものは実践の規範的な一面である。規範的な面は、制度的実践としてジャーナリズムをみる時不可避である。何が実践されるかから、何が実践されるべきかへ、思考を移行する必要がある。社会は一定の制度的期待への返報として、メディアやコミュニケーションの自由の憲法的保障を供給する。ジャーナリストは、デモクラティックな社会の最も重要な情報と「メディアの必要」を満たすことが期待される。メディアの必要とは以下の六つである。

- ・ 情報的な必要——広くそして深く：市民は自分たちの世界についての、事実や報道の豊富な情報へのアクセスなしには、用心深く情報に通じた存在でいられない。このような情報のいくつかは、「広い」（深いではない）素早い変化をする日々のニュースである。その情報のいくつかは、社会の状況に関する獲得困難な（そして重要な）データを供給するから「深い」のである。

- ・説明的な必要：市民は事実以上のものを必要とする。市民は事実や出来事を適切に理解するための、文脈と原因の説明を必要とする。
- ・「見地を豊かにする」必要：市民は自分達が獲得した情報と、自分達の社会の状況に関する見解の情報に通じた論評、批判、多元的視点等を必要とする。
- ・唱道的で改革的な必要：市民は論評を超越して、大義を唱道し、改革を後押しし、あるいは唱道者や改革者の立場を聴くために、メディア使用において自由であるべきである。
- ・参加的必要：市民は議論や討論の意義深い様式への参加可能性を持ち、事実や分析を共有すべきである。市民はメディアを消費するばかりでなく、争点への問いかけ、主張への応答、報道への疑問等のためにもまたメディアを使用する。
- ・対話的必要：市民は共通の関心に関する理性的で情報に通じた対話の一方である機会を持つべきであり、自分達の立場への侮蔑的な攻撃に服するべきではない。

以上から、経験的なものと規範的なものという、二つの絡み合った要素を持つような概要的定義を表すことができる。

経験的要素：ジャーナリズムは、一般的な公共の利害と重要性に関する同時代の事柄についての情報や論評を定期的に制作し、公的に広める実践と定義される社会的活動であり、情報収集や編集の熟練の範囲を活用することによって行う。

規範的要素：ジャーナリズムは、社会的活動としてのジャーナリズムの活動と機能を超越した、社会によって認識された規範的制度的役割を実行することを期待される（上記で定義したような）社会的活動である。制度的役割には、責任あるパブリック・コミュニケーションの原理に従うことを必然的に伴う。制度的役割とは（上記で列挙したような）公衆の「メディアの必要」全部と見合うことと、ジャーナリズム倫理学を構成する適切な原理と規範に従うことによって、以上の必要に見合うことにある。

この概要的な定義は、ジャーナリズムを行う多くの現実の方法と矛盾のない、制度的実践としてのジャーナリズムの最小限の「核心の意味」であり、後に続く各章の指針として使用されていく。

「第6章 統合倫理学の意味の理論」は、再構築され新しく創案された共通原理をもとに、ジャーナリストを一体化する統合倫理学を必要とする、ということを確認した上で、メディア倫理学の意味づけの3段階理論を概観している。第1段階の「最小限の意味」は、抽象的な方法で記述される一連の原理である。この抽象性は、共通の原理や意味に合意するために異なる伝統出身のジャーナリストを許容する。第2段階は、社会的責任、真実を述べること、害悪の最小化その他の基本概念のような最小限の意味の「確固たる解釈」である。このレベルでは、ジャーナリズムの目的、ジャーナリズムの形態の相対的利益、ジャーナリズムの歴史的伝統等を論ずる。意味の確固たるレベルは、例えメディア倫理学の全ての議論が、真実を述べることや社会的責任という最小限の意味のような、一連の普遍的原理に合意しても、メディア倫理学は、まだ不完全で有効な指針ではないから必要である。以上のような原理がどのように確固たるレベルで解釈されるもので、どのように応用されるものであるかに関する不合意がなおも存在するからである。第3段階での「最大限の意味」

は、特定の状況や葛藤を倫理的に扱う指針によって詳細に説明される。以上の応用はメディアの形式の広い範囲の格律や慣例へと導く。

「第3部 グローバル統合倫理学の原理」では、「第7章 統合倫理学の政治的価値」で、民主ラティックなジャーナリズムの多くの形態を支える政治的原理を提唱している。

「第8章 グローバル統合倫理学の目的」は、統合メディア倫理学の究極の目的が、世界中の人間の繁栄を促進する、グローバルで、コスモポリタンなものであるべきということを主張している。

「第9章 グローバルな統合倫理学の実現」は、グローバル・メディア倫理学がジャーナリズムの支配的な規範的解釈になるであろうことを展望している。この中で、自身の綱領を以下のように解説している。

私はグローバルな統合倫理学のための綱領を規定する。私は本綱領を将来構築される完成された綱領の最初の草案と考えている。

「綱領」によって私は、ハンムラビ法典のような、法的な道具を意図していない。それは倫理システムの原理を便利な様式で明文化し、まとめた倫理的な文書である。ジャーナリズム倫理学に関する多くの綱領が存在する。それらは善き行為への刺激を与え、決定を導く倫理的な文書からプレスの誤った行為を再考するために、法的に規定された評議会によって使用されて以来、法的な特質を持った綱領へと変わった。

私の綱領は上昇志向の倫理的な文書である。

私はいくつかの理由から、綱領の中に将来の倫理学に関する私の見解を配置してきた。本綱領は、私が提案する倫理学に関する簡潔な見解を読者に与える。本綱領は各原理に関する長い議論とは別に、主な原理の概要を規定する。綱領というものは、学問における有効な教育手段や編集会議のための手取り早い参考資料である。これまでの諸綱領と私の綱領を比較することによって、メディア倫理学を学ぶ者は興味深い類似と相違を確認する。また、私は一連の原理にグローバル化と統合化を結合した綱領はいうまでもなく、グローバルなメディア倫理学のための綱領はほとんど存在しないから、本綱領を考案した。私は本綱領が議論を刺激し、グローバルなメディア倫理学のプロジェクトを促進することを望む。

本綱領に関する長ったらしい議論は、原理が本書で長々と論じられたから必要ない。それゆえ、私は自分の綱領と他の綱領の間の類似と相違にのみ注目する。

ほとんどのメディア綱領のように、私の綱領はメディアの今日と綱領の必要性に関する前文で始まる。多くの綱領のように、前文は詳述や例示を控えて、主に一般的な原理を規定する。私の綱領の長さ——数頁——は極端に短い綱領と極端に長い綱領の間に位置づけられる。SPJの綱領は1頁で印刷することができる。ドイツ・プレスの綱領は数10頁の長さである。

私は自身の簡潔な綱領を、メディアの仕事の編集指針には、十分なものの一つであると思う。綱領というものは、編集指針の最も一般的な部分である。それは本質的な目的や原理を述べるものである。編集指針は他に二つの部分を持つべきである：正確性、実証性、透明性等のような原理に従った、より具体的な規範や基準に関する第2の区分；そして自殺、人質、テロリスト攻撃のような特定の状況にその指針をどのように応用するか、に関する第3の区分。私の希望は、いつの日か、十分な三つの部分のグローバル統合メディア倫理学が存在するということである。



私の綱領と他の綱領との相違は類似以上に重要であるように私には思える。第1に、私の綱領は全てのメディア実践者に向けられている。私の綱領は「閉鎖的な」倫理学の綱領——専門職ジャーナリスト専用の綱領——であることを意図していない。

第2に、最初から、私の綱領の内容がはっきりしたものであることは明白である。私の綱領はグローバルな（または、普遍的な）原理に基づいており、私はメディアの今日の新しい責任を定義するためにこうした原理を使用する。ほとんどのこれまでの綱領は、このようなグローバルなアプローチを用いず、指摘したように偏狭な価値から始まる。偏狭な綱領はその前文で広く政治的価値や社会的価値、すなわちデモクラシーや正義のような価値にさえ言及する。しかしそれらの概念は国家主義的に定義され、当該綱領の内容全体で前文ため以外に使用されない。対照的に、私の綱領は内容全体のためにこそ、冒頭で述べられたグローバルな原理を使用している。

第3に、私の綱領は手続きや方法に関する本質を強調する。私の綱領は、人間の繁栄というような、グローバルな道徳的善や目的の促進にメディア倫理学を根拠づけるから本質的である。本綱領はジャーナリストが、自身の報道をどのようにすべきかをいうようなことを超越している。多くの綱領はメディアがどのように報道すべきか、例えば、推定した事実の再確認、内部告発者の主張の証明、利害衝突の回避等を強調する、ということにおいて手続き的である。そのような手続き的な規則は重要だし、いかなるメディア倫理学の一部でもあるべきである。しかしながら、方法は責任ある公的メディアの、本質的で社会的な目的のための手段としてのみ意味をなす。私の綱領が手続き的内容を欠くのは、そういうことではない。そうではなくて私の綱領の核心は、人間の繁栄の本質的な見地である。

### おわりに

本書の目的は、今日のメディアの技術革新が、これからのジャーナリストに求めている行為規範を示すことである。より具体的であるために、明文化した倫理綱領の形にしている。少なくとも日本のジャーナリズム研究では、みたことのない興味深いものである。しかしさらに注目すべき点は、倫理綱領草案の根拠を示す形で、倫理学とはいかなる学問か、メディアの技術革新はどのような状態にあるか、デモクラシーとは何か、市民とはどのような存在か、ジャーナリズムとは何か、専門職とは何か、ジャーナリストとはどのような存在か、等々の諸要素を組み合わせ、ワードは緻密に自らのメディア倫理学を構築している。その視野は、哲学、倫理学はいうに及ばず、歴史学、政治学、社会学、心理学等にまで及んでいる。古典的な名著『メディアの規範理論』の最後の方で言及される、ラジカル・ロールを引き継いだものといえる。ジャーナリズム研究を志す者にとっては、必読の書といえるだろう。

物足りない点を上げるとすれば、ジャーナリストが専門職と認識された時にジャーナリストの専門職教育も議論されたのであるから、専門職としてのジャーナリスト養成教育から、どのように今後行われるべきジャーナリズム教育へと移行していくのかに関して、もう少し記述があっても良かったように思う。しかし、そうした議論を誘発するための、倫理綱領草案だと、考えるべきなのかもしれない。

(註) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle & White, Robert A., (2009) *Normative Theories of The Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana & Chicago: University of Illinois Press.

資料（翻訳）

## Ward Code for Global Integrated Ethics <sup>(註)</sup>

本多 祥大\*\*

### 序文：グローバルな責任

メディア倫理は、内容の作成者が誰であれ、公表の手段を持つ人が誰であれ、どのような形式にも存在する公表の自由の責任ある使用である。

ニュース・メディアは、範囲と衝撃においてグローバルである。グローバルな権力は、グローバルな責任を必然的に伴う。

責任ある公表の自由は、もはや、都市、地域、国家に負わされた偏狭な責任ではない。責任ある公表の自由は、グローバルな公共圏に負わされたグローバルな責任である。メディアの道徳的目的は、もはや、都市、州、国家の偏狭な促進ではない。メディアの道徳的目的は、人道性の促進である。

メディアの作成者、メディアの共有者、メディアの消費者は、ウェブという常に新しいコミュニケーション・チャンネルでつながったグローバルな公共圏の一部である。ネットワークは、社会的な不平等、文化的相違、権力の不均衡という状況下で、情報、分析、唱導を提供する。コミュニケーションの恐るべき権力は、平和、公正といった善の探求を促進したり阻害したりできる。

地球上の人道性の未来は、人間繁栄の原理とグローバルな公正の原理に献身するグローバルな思考をしたメディアの出現に、少なからぬ部分を依存する。

グローバルなメディアとグローバルなニュース・メディアのための倫理学を構築する必要がある。

### 道徳的根源

#### 定義

グローバルなメディア倫理学は、内容、範囲、衝撃においてグローバルなニュース・メディアの責任を明確にし、論評する。グローバルなメディア倫理学は、グローバルにメディアでつながった世界のために諸目的、諸原理、具体的に公式化された実践の諸規範を発展させるプロジェクトである。

### 人道性の要求

メディアを通して進歩している人道性は、共通の諸原理への賛同を要求する。グローバルなメディア倫理学の道徳的基礎は、すべての個人が、一様な人道性の平等で、大切に、道徳的な代理人である、という信条である。すべての個人は、公正の範囲内で繁栄し尊厳されるにふさわしい生命である。これは、同胞人類として私たち全員に向けられた人道性の要求である。

---

\*\*ほんだ よしひろ 日本大学法学部新聞学研究科 博士前期課程1年

## 相違の中の結束

メディアの伝統の中で働くメディア実践者は、人権、人間の繁栄、グローバルな公正の諸原理において共通の意見を求めるべきである。グローバルなメディア倫理学は、支配的な人間の善の諸原理を通じたメディアの取り組みの間に、結束を求める。

## 人間の繁栄を促進せよ

グローバルな倫理学とグローバルなメディア倫理学は、人間の繁栄を促進する。繁栄とは、協力的な社会文脈における個人の知的能力、情緒的能力、その他の諸能力の重要な発展である。私たちは、個人的、社会的、政治的、倫理的という繁栄の四水準を促進するべきである。

個人的な諸善：個々人の諸能力の発展を可能にする食、医療、安全、教育といった諸善である。

社会的諸善：個人が社会に参加するときに生じる結社の自由、経済的利益、愛と友情、相互認知と相互尊重といった諸善である。

政治的諸善：基礎的な自由、法の支配、公正な制度、民主制への意義ある参加といった公正な政治的共同体に住む市民に生じる諸善である。

倫理的諸善：共通善を促進する倫理的性質をした市民とともに、コミュニティと社会を共有することから生じる諸善である。

四水準をそれぞれ繁栄させることは、個人的尊厳、社会的尊厳、政治的尊厳といった人間の尊厳を達成するということである。

四水準の促進は、ジャーナリスト、内容を作成する市民、情報共有のネットワーク、パブリック・ディスカッションの主催者といったすべてのメディア実践者の究極の目的である。

## グローバルなデモクラティック・ジャーナリズム

以上の諸善を実現するための最善の政治的共同体は、平等主義的デモクラシーである。グローバルなメディア倫理学は、世界中で強力な平等主義的デモクラシーが発展することを求め、人権侵害といった国際的な争点を管理するグローバルでデモクラティックな制度の創設を求める。

## 基本的な諸概念と諸原理

### 自己意識

グローバルな思考をしたジャーナリストとその他メディア従事者の自己意識は、以下の道徳的要請によって定義される。

グローバルな代理人を務めよ：ジャーナリストは、自分自身をグローバルな公共圏の代理人とみなす。ジャーナリストの集団的な働きの目標は、圧制者の歪み、人権の乱用、特定利益による情報操作に挑戦する見地豊かで、多様で、寛容で、グローバルな情報空間である。

世界の市民に奉仕せよ：グローバルなジャーナリストの主要な忠義は、世界市民が社会改革や特定の主張を促進する際の情報ニーズに向かって存在している。

偏狭でない理解を促進せよ：グローバルなジャーナリストは、広く争点を発し、国際的な視点から争点の繊細な理解を促すために、情報源の多様性を利用する。グローバルなジャーナリストは、

狭小な民族主義、狭小な愛国心に反対する。

### 統合の諸原理

#### 主要なものとしてのグローバル

グローバルなメディア倫理学は、個人の親族愛や個人の国家愛といった偏狭な価値を、正当だが主要ではない価値とみなす。偏狭な価値は、グローバルな価値のより重大な倫理的重要性を実践者が認める限り、倫理学に統合され得る。人道性の忠義とその他の忠義がぶつかった場合、人道性の忠義はその他の忠義に勝る。一国の国家福祉の促進という偏狭な価値は、国家作用による不公平な報道や無批判の戦争支援を正当化しない。

#### グローバルとローカル

グローバルなメディア倫理学は、グローバルな諸原理が、異なるメディア文化の中で異なる方法によって実現されることを認める。ローカルとグローバルは相互作用し、相互に定義しあう。グローバルな諸原理は、すべてのメディア文化に同じ方法では課されない。人間繁栄の促進、デモクラシー、報道の自由、社会的責任といった諸原理は、異なる文化によって異なった解釈がされ得る。

#### 多様な取り組み

グローバルな繁栄とグローバルなデモクラシーは、ジャーナリズムとコミュニケーションへの多様な取り組みで特徴づけられた公共圏により、最もよく達成される。取り組みは、客観報道、分析ジャーナリズム、解説ジャーナリズム、意見ジャーナリズム、唱導を含む。それぞれには、明確な目的と規範がある。グローバルなメディア倫理学は、取り組みと目的に多元主義を許す支配的な目的、原理を構築する。

取り組みを統合するための指導基準は、原則的に多元主義である。ジャーナリズム行為のすべての方法が受け入れられることはない。取り組みは、重要でデモクラティックな価値を持たなければならない。取り組みは、正確なニュースの必要、洞察に満ちた解説の必要、重要な調査の必要、熟考された意見の必要、多様な市民対話の必要といった公衆の重要な情報ニーズを満たさなければならない。

### 実践の規範

#### 行為、参加、説明

グローバルなメディア倫理学の基本にあるのは、人道性を促進する一般的な諸原理である。加えて、この倫理学は、正確性、真実を述べること、事実の検証、害悪の最小化といった、より明確で馴染みのある諸規範に実践者が従うことを要求する。

すべての規範は、正当な行為、市民参加の許可、公衆への説明義務という3つのカテゴリーに該当するべきである。

正当な行為の規範は、ジャーナリストに対し、正確性、真実性、編集者の独立性、声の多様性を

高めるメソッドに準じた報道を指導する。市民参加の規範は、市民を意義ある形で争点のパブリック・ディスカッションや、メディア実行のパブリック・ディスカッションに参加させることを、ジャーナリストに対し指導する。また、参加の規範は、市民に対し、画像、目撃証言、文章の提供によってニュース記事の構築に参加する方法を指導する。説明責任の規範は、記事がどのように構築されたのか、記事が物議をかもし編集上の決定をどのように説明したのか、といった透明性を含む。

### 国境を横断する対話

グローバルなメディア倫理学は、異なる民族集団、異なる文化、異なる宗教間の対話の手段としてのメディアの役割を強調する。諸集団と諸伝統の公正な表現は、諸集団間の表敬的な交流を作り出すことのようにきわめて重要である。対話ジャーナリズムは、参加者が共通の意見を探し、問題の解決策を探すという方法によって、ニュース記事、報道番組、ウェブサイトの中に争点の議論を生み出す。対話ジャーナリズムは、寛容に視野を共有するための形態を与える一方で、不寛容、非対話的なコミュニケーションの形式を排除する。

### すべての人のためのメディア倫理学

グローバルなメディア倫理学は、すべての人を視野に入れた原理を構築しなければならない。諸原理と諸規範は、専門職としてのジャーナリストだけでなく、メディアを制作する市民にも適用すべきである。そのうえで、メディア倫理学は、インターネット上のいじめ、デジタルメディアとデジタルプライバシー、オンライン・ポルノ、流言拡散のためのデジタル機器の使用といったジャーナリズムの範囲を超えた争点を扱う必要がある。

(註) Ward, Stephen J. A., (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell. PP.223-228.